

* 容量1万kl以上のタンクに適用される基準(休止タンク除く)

- ・新法基準:昭和52年以降に設置されたタンクに係る基準。保安検査周期は8年(保安のための措置がとられたものは最大15年)。
- ・旧法第一段階基準:昭和52年以前に設置されたタンク(旧法タンク)のうち、新法基準に準じるものとして平成6年政令附則で定められた基準。保安検査周期は新法と同じ。
- ・旧法第二段階基準:旧法タンクのうち、耐震対策上特に重要な、地盤の液状化対策とアニュラ部の保有水平耐力に関する措置等の基準。保安検査周期は新法タンクより短く7年(保安のための措置がとられたものは、8年、9年又は10年)。

新法タンクと旧法タンクの基礎及び底板部に係る技術基準の相違の概要

